

滋賀県支部

中小企業における産学官連携の現状と課題に関する調査研究

平成7年11月に施行された「科学技術基本法」により、わが国は科学技術創造立国を宣言した。これを受けて翌年7月、「科学技術基本計画」が策定され、国内における産学官連携は大きく前進することとなった。

その後文部省は、産学官共同研究を促進するために、平成10年度から国立大学におけるリエゾン・オフィス(L O)の設置を推進してきた。また、同年に施行された「大学等技術移転促進法」に基づき設置されたT L O (Technology Licensing Organization)は、産学官連携の一形態として、大学が保有する特許を広く流通させるとともに、それを企業が活用することにより、わが国産業の振興と発展に寄与することを目的としている。

このような国をあげた産学官連携の趨勢下にあつて、本報告書は、滋賀県内の大学や中小企業に焦点を絞り、その産学官連携の現状について調査・研究を行ったものである。具体的には、県内の産・学・官の関係先に対してアンケート調査及び訪問によるヒアリングを実施し、産学官連携の効果と課題を整理するとともに、産学官連携における今後の活性化策及び中小企業診断士としての支援の方向等についていくつかの提言を試みた。

アンケート先は、産学官連携の経験を有する68企業に絞ったが、その回収率は35%に上り、さまざまな効果と課題及び貴重な意見を得ることが出来た。効果に関しては、「大いに効果があった」とする企業が34.8%、「まずまずの効果があった」が21.7%と、全体の半分以上の企業が共同研究の効果を表明していることが分かった。また、その内容としては、「学・官の研究設備が利用できた」、「新しい知識や情報が収集できた」等が総論として上位を占めたが、「新技術・新製品の開発」、「他社製品との差別化が出来た」等がそれに次ぐ効果として挙げられている。

一方、ヒアリングの結果によれば、企業と大学はそもそも組織の目的が全く異なることから、双方の間には「組織文化の違い」という壁が依然として大きく存在するという課題が聞かれた。この点からも、産学官連携による共同研究を身近なものとして意識している中小企業はまだ多いとは言い難い。

今後、産学官連携のさらなる発展のためには、こうしたバリアーを取り除き、産・学・官の夫々が相手の立場を考慮して、前向きな活性化策を模索することが望まれる。

また、中小企業診断士は、経営戦略によるビジネスプランの策定やマーケティング戦略の立案等、産学官連携の推進及びその販売活動に欠かせないノウハウ・経験を有することから、今後は中小企業診断士がグループを形成あるいは支部等を窓口として、大学や自治体との関係をさらに強化するとともに、業務拡大戦略の一環としても同分野への進出に關し、具体的検討を行う機会が到来したといえよう。